

株主の皆さまへ

平成26年12月9日  
大阪市北区本庄西三丁目9番3号  
ニプロ株式会社  
代表取締役 佐野 嘉彦

## 簡易株式交換公告

当社は、平成26年11月21日開催の取締役会において、平成27年1月9日を効力発生日として、株式会社細胞科学研究所（仙台市青葉区西花苑一丁目16番16号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議しました。

この株式交換は、会社法第796条第3項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主さまは、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨を当社に対しお申し出ください。

また、会社法第797条第1項に基づき、株式買取請求権を行使される株主さまは、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数を当社に対しお申し出ください。

なお、上記のお申出にあたっては、株主さまが当社株式を預託されている証券会社等の口座管理機関に対し、個別株主通知のお申出の取次のご請求が必要となりますので、ご注意ください。

以上